

皆様からの寄附をお願いします



NPO基金を支える3つの寄附の種類

1 一般寄附

広くNPO活動の推進のために活用します。

2 分野希望寄附

特定非営利活動促進法(NPO法)に定める活動分野をもとに、支援したい分野を指定できます。

- 保健・医療・福祉 ●社会教育 ●まちづくり ●観光振興 ●環境保全
- 学術・文化・芸術・スポーツ ●農山漁村・中山間地域支援 ●災害救援 ●地域安全
- 人権・平和 ●国際協力 ●男女共同参画 ●子どもの健全育成 ●情報化社会
- 科学技術 ●経済活動 ●職能開発・雇用拡充 ●消費者保護 ●NPO支援

3 団体希望寄附

基金登録団体の中から、支援したい団体を希望できます。基金登録団体はホームページ「NPOコバトンびん」で御確認ください。

NPO基金への寄附の2つの方法

1 専用の振込用紙(寄附申込書)で金融機関からお振込み

電話・メールなどでお問い合わせください。専用の振込用紙(寄附申込書)とリーフレットをお送りします。

2 「ふるさとチョイス」からクレジットカード決済

インターネットサイト「ふるさとチョイス」(<https://www.furusato-tax.jp/>)からクレジットカード決済で寄附いただけます。寄附が確認できましたら、「寄附証明書」をお送りします。

税法上の優遇措置

法人の場合

寄附金額の全額を損金算入することができます。

個人の場合

①ふるさと納税制度

寄附額のうち2千円を超える部分について所得税・個人住民税から原則として全額が控除されます。(一定の上限あり)

②相続税

相続した財産を申告期限内に寄附した財産は、相続税の課税価格に参入されません。(一定の要件あり)

税の控除を受けるためには【確定申告】が必要です。

詳細については、最寄りの税務署へお問合せください。

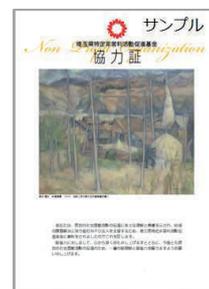
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を御利用いただくと、確定申告が不要となります。(一定の要件あり)

税法上の優遇措置に関するお問合せ先

埼玉県総務部税務課 TEL 048-830-2651

感謝状・協力証を贈呈

- 個人で10万円、団体で50万円以上の寄附で、知事から**感謝状**を贈呈します。
- 個人・団体を問わず、1万円以上の寄附で**協力証**を贈呈します。



協力証

バナー広告の掲載

団体で寄附金額が50万円以上の場合、ホームページ「NPOコバトンびん」にバナー広告を掲載いただけます。(要申込)